

議案第27号

東広島市立幼稚園管理運営規則の一部改正について

東広島市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和元年8月22日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等の一部改正により、幼児教育・保育が無償化されることに伴い、東広島市立幼稚園保育料等徴収条例が廃止されるため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和元年10月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則

東広島市立幼稚園管理運営規則（昭和51年東広島市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

「第7章 保育料等の徴収（第20条・第21条）

目次中 を 「第7章 雑則

第8章 雑則（第22条・第23条）」

（第20条・第21条）」に改める。

第7章を削る。

第22条中「この場合において、」の右に「同規則」を、「園長と」、「」の右に「同規則」を、「幼児」と、「」の右に「同規則」を加え、第8章中同条を第20条とし、第23条を第21条とし、同章を第7章とする。

別記様式第1号から別記様式第4号までの規定中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。